

環 生 第 51 号

令和 6 年 6 月 3 日

静岡県環境審議会会長 様

静岡県知事 鈴木 康友



河川における環境基準の水域類型の見直しについて（諮問）

水質汚濁防止法第 21 条第 1 項に基づき、下記の事項について諮問します。

記

河津川等 5 水域における環境基準の水域類型の見直し

## 1 諮問理由

河川における環境基準の水域類型の見直しについては、「河川における環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、上位の水域類型の環境基準を5年以上連続して達成している水域を対象として実施することとしている。

## 2 諮問内容

以下について諮問する。

- (1) 上位の水域類型の環境基準（BOD75%水質値）を5年以上連続して達成している9水域のうち、海水の影響が懸念される5水域を除く河津川等4水域について水域類型の指定を見直す。
- (2) 令和5年度環境審議会答申を踏まえ、沼川上流水域について水域類型の指定を見直す。
  - ・令和5年度答申（抜粋）
  - 「なお、4年連続してBOD75%水質値が上位の基準を達成している沼川上流水域（河川C）について、令和5年度の調査結果を踏まえ、見直しを検討すること。」

## 3 諮問内容詳細

### (1) 河津川

河津川は、静岡県伊豆半島の河津町を貫流する河川で、天城山脈に位置する天城八丁池（標高 1,125m）南方の山中に源を發し、途中、大鍋川、河津谷津川等の支川を合わせて南東方向に流下し、相模湾に注ぐ二級河川である。

河津川は、「河川A」を「河川AA」に見直す。

範 囲	類 型	達成期間	設定期日	測定地点	利水目的		類 型	達成期間
河津川本流	河川A	直ちに達成	S51.1.1	館橋	水道2級 水産1級	⇒	河川AA	直ちに達成

### (2) 白田川

白田川は、天城山系万三郎岳（標高 1,406m）の付近に源を發し、支川の川久保川と合流して、概ね東南東に向かって流下し、相模灘に注ぐ二級河川である。

白田川は、「河川A」を「河川AA」に見直す。

範 囲	類 型	達成期間	設定期日	測定地点	利水目的		類 型	達成期間
白田川本流	河川A	直ちに達成	H9.4.1	しらなみ橋	水道2級 農業用水	⇒	河川AA	直ちに達成

### (3) 沼川上流

沼川は沼津市西部の愛鷹山麓を水源とし、西流して田子の浦港に流入し、駿河湾に注ぐ一級河川である。

昭和第二放水路分岐点から上流を沼川上流、下流を沼川下流に区分している。

沼川上流は「河川C」を「河川B」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	利水目的	類型	達成期間
昭和第二放水路分岐点から上流	河川C	直ちに達成	H16.5.1 見直し	井出六橋	農業用水 環境保全	河川B	直ちに達成

### (4) 芝川下流

芝川は、富士宮市の猪之頭湧水池を水源とし、同市内で富士川に合流する一級河川である。

横手沢橋から上流を芝川上流、下流を芝川下流に区分している。

芝川下流は、「河川A」を「河川AA」に見直す。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	利水目的	類型	達成期間
横手沢橋から下流の芝川本流	河川A	直ちに達成	H1.4.1	芝富橋	水産2級 農業用水	河川AA	直ちに達成

### (5) 栃山川

栃山川は、島田市御請地先を起点に、藤枝市末広地先で東光寺谷川、河口付近で成案寺川を合流し、焼津市一色地先で駿河湾に注ぐ二級河川である。

「河川C」を「河川B」に見直すとともに、達成期間を「3年」から「直ちに達成」に変更する。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点	利水目的	類型	達成期間
栃山川本流	河川C	3年	S49.1.1	一色大橋	水産3級 農業用水	河川B	直ちに達成

## 4 水域類型の見直しのスケジュール

時期	内容
令和6年6月3日	第1回環境審議会に諮問
令和6年7月	第1回水質部会で審議
令和6年10月	第2回水質部会で審議
令和7年1月	第3回環境審議会へ報告及び答申
令和7年1～3月頃	河川管理者との協議
	県公報にて告示
令和7年4月1日	新しい水域類型の適用

# 河川における環境基準の 水域類型の見直し

くらし・環境部環境局生活環境課

1

## 環境基準について(河川)

◎環境基準：健康の保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準

分類	項目	特徴	評価の方法
健康項目	有害な重金属類や化学物質等27項目 (全シアン、砒素、水銀、トリクロエチレン等)	・全公共用水域に対して一律の基準値	・全シアンは、年間測定値の最高値 ・他の26項目は、年間測定値の平均値
生活環境項目	(5項目) ・pH ・BOD (生物化学的酸素要求量) ・SS(浮遊物質) ・DO(溶存酸素量) ・大腸菌数	・水域類型ごとに基準値を設定 (6類型) AA、A、B、C、D、E	・BODは、年間の日平均値の75%水質値※ ・SS、DOは年平均値 ・大腸菌数は、年間の日平均値の90%水質値

※BOD75%水質値：値の小さいものから順に並べ  $n \times 0.75$  番目のデータ値（データ数  $n$ ）  
(例) 1年に12回測定した場合、 $12 \times 0.75 = 9$  番目

2

# 河川の環境基準(生活環境項目)

類型	利用目的の適応性	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU / 100 mL)
AA	水道1級 自然環境保全	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級 水産1級	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級 水産2級	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0~8.5	10以下	ごみ等の浮遊 が認められない	2以上	—

3

## 水域類型の設定状況(河川)

### 【指定河川】

- ・ 上水道など明確な利用目的がある河川
- ・ 流域の大規模な開発計画等、河川環境の大きな変化により汚濁の進行が予測される河川

	河川 (水系)	水域類型 指定河川
一級河川	268 (6)	15
二級河川	266 (83)	27

42河川60水域

類型	令和6年度 (R6. 4. 1時点)	名称
AA	18	狩野川上流・中流・下流、来光川下流、芝川上流、興津川上流・下流、安倍川上流・下流、藁科川、瀬戸川上流、朝比奈川上流、大井川上流・中流、太田川上流、逆川上流、天竜川(4)・(5)
A	28	伊東大川上流・下流、河津川、稻生沢川、青野川、白田川、鮎沢川、黄瀬川上流・下流、大場川上流・下流、来光川上流、潤井川、富士川(4)、芝川下流、浜川、丸子川、大井川下流、菊川上流・下流、萩間川、湯日川、勝間田川、太田川下流、原野谷川、敷地川、伊佐地川、都田川
B	6	沼川下流、瀬戸川下流及び朝比奈川下流、牛淵川、坂口谷川、逆川下流、馬込川上流
C	7	沼川上流、巴川、黒石川、栃山川、仿僧川、馬込川下流、新川
D	1	小石川
E	0	—
計	60	※赤字は令和5年度に見直しを行った水域 ※天竜川(4)・(5)、富士川(4)は国が水域類型を指定

4

# 水域類型の見直しに係る基本方針

水質が改善傾向にある水域は、上位の水域類型への指定の見直しを検討

## 基本方針（令和4年度策定）

対象とする水域	水域の常時監視の結果が、 <u>連続して5年以上、上位の水域類型の環境基準(BOD75%水質値)を達成した水域</u>
見直しの考え方	流域市町及び河川管理者の意見を勘案して、水質部会で審議の上、決定
水質測定結果の取扱い	見直しはBOD75%水質値に基づいて行う ただし、「pH」「SS」「DO」「大腸菌数」が継続的に上位類型の基準に不適合の場合は、水質部会で可否を検討

5

## 対象水域・見直し時期

(1) 上位の環境基準を5年以上連続して達成した水域

No	水域名	測定地点	現在の基準等 (mg/L)		上位の基準等 (mg/L)		上位の基準連続達成回数
1	河津川	館橋	A	2	AA	1	7
2	白田川	しらなみ橋	A	2	AA	1	6
3	芝川下流	芝富橋	A	2	AA	1	6
4	栃山川	一色大橋	C	5	B	3	9
5	巴川	港橋	C	5	B	3	19
		巴川橋 (区境巴川橋)					15
6	瀬戸川下流及び朝比奈川下流	当目大橋	B	3	A	2	21
7	小石川	八雲橋	D	8	C	5	15
8	仿僧川	東橋	C	5	B	3	19
9	馬込川下流	白羽橋	C	5	B	3	17

令和6年度見直し

海水の影響有り  
令和7年度以降見直し

6

# 対象水域・見直し時期

(2) 令和5年度環境審議会答申で見直しを求められた水域

○沼川下流水域（答申抜粋）

水域類型を見直し「河川B」とするのが適当である。

また、達成期間は、既に環境基準を継続して達成しているため「直ちに達成」とすることが適当である。

範囲	類型	達成期間	設定期日	測定地点		類型	達成期間
昭和第二放水路分岐点から下流	河川D	直ちに達成	H11.4.1 見直し	沼川新橋	➡	河川B	直ちに達成

なお、4年連続してBOD75%水質値が上位の基準を達成している沼川上流水域(河川C)について、令和5年度の調査結果を踏まえ、見直しを検討すること。

令和5年度達成

○今年度見直し計画

水域名	測定地点	現在の基準等 (mg/L)		上位の基準等 (mg/L)		上位の基準 連続達成回数	備考
		C	5	B	3		
沼川上流	井出六橋	C	5	B	3	4	R6見直し

7

## 諮問事項

1 基本方針に基づく見直し

▪ 上位の水域類型の環境基準を

5年以上連続して達成している4水域

2 昨年度環境審議会答申に基づく見直し

▪ 沼川上流水域

# 見直し対象の5水域



9

## 環境基準の水域類型見直し(案)

地域	水域名	測定地点	設定 期日	現在の 基準等 (mg/L)		BOD測定値						1類型 上位の 基準等 (mg/L)		2類型 上位の 基準等 (mg/L)	
						H30	R元	R2	R3	R4	R5※				
東 部	河津川 (河津町)	館橋	S51. 1. 1	A	2	0.6	0.8	0.6	0.9	0.5	0.9	AA	1	—	—
	白田川 (東伊豆町)	しらなみ 橋	H9. 4. 1	A	2	0.7	0.8	0.7	0.6	1.0	0.8	AA	1	—	—
	沼川上流 (沼津市)	井出六橋	H16. 5. 1 見直し	C	5	3.5	2.6	2.9	2.2	2.4	1.5	B	3	A	2
	芝川下流 (富士宮市)	芝富橋	H1. 4. 1	A	2	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	1.0	AA	1	—	—
中 部	栃山川 (島田市、藤枝市、 焼津市)	一色大橋	S49. 1. 1	C	5	2.4	2.5	2.1	2.1	1.3	1.5	B	3	A	2

※令和5年度測定値は暫定版

# 今後の予定

時期	内容
令和6年6月3日	第1回環境審議会に諮問
令和6年7月	第1回水質部会で審議
令和6年10月	第2回水質部会で審議
令和7年1月	第3回環境審議会へ報告及び答申
令和7年1～3月頃	河川管理者との協議
	県公報にて告示
令和7年4月1日※	新しい水域類型の適用

※水質汚濁防止法に基づく常時監視は年度単位で実施しているため、適用の日を4月1日とする。